報道資料

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和２年１月24日
中国四国管区行政評価局

後期高齢者に対する医療費通知書の記載内容の見直し

～行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた参考連絡～

中国四国管区行政評価局は、下記の行政相談を受けて、中国地方５県の後期高齢者医療広域連合における医療費通知書の記載状況について実態把握を行った上、行政苦情救済推進会議（座長：片木晴彦（かたぎはるひこ）広島大学大学院法務研究科教授）に諮りました。

その結果を踏まえ、医療費通知書の内容を医療費控除の申告に活用しやすくする観点から、令和２年１月24日、中国地方５県の後期高齢者医療広域連合に参考連絡を行いました。

◆行政苦情救済推進会議

行政相談事案のうち、様々な視点から検討することが必要であると考えられる事案について、民間有識者の意見を聴取することにより、公平・中立かつ的確な処理を行うために設置

【本件のきっかけとなった行政相談要旨】

医療費控除の申告手続を行う際には、保険者が発行する「医療費通知書」に記載された医療費の合計額を「医療費控除の明細書」に転記し、「医療費通知書」を添付すれば、医療機関ごとの医療費の内訳を記載しなくてもよいとされている。

しかし、後期高齢者医療広域連合が発行する「医療費通知書」に記載された医療費の対象期間の始期は、確定申告の対象期間の始期（１月１日）と一致せず、使い勝手が悪いので、申告手続を円滑に行うことができるよう記載内容を改めてほしい。

１　制度の概要

⑴　医療費通知書

医療保険者は、医療費の実情、健康に対する認識を深めることを目的として、被保険者・被扶養者に対し、一定期間にかかった医療費を通知している。

⑵　医療費控除

その年の１月１日から12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする親族のために医療費を支払った場合、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除（医療費控除）を受けることができる。

平成29年度税制改正により、所得税等の医療費控除の申告手続に医療保険者が交付する医療費通知書を活用できることとなった。医療費控除を受けようとする者は、申告書とともに、医療費控除の明細書の「１　医療費通知に関する事項」の欄に、医療費通知書に記載された医療費の額を転記し、医療費通知書を添付すれば、医療機関ごとの医療費の内訳を記載しなくてもよいとされている。

⑶　後期高齢者医療広域連合

都道府県ごとに置かれ、後期高齢者医療制度の保険者となっている（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第48条）。

なお、保険料の徴収事務、申請・届出の受付及び窓口業務は、市町村が対応している。

２　調査結果

当局が中国地方５県の後期高齢者医療広域連合の医療費通知書を調査した結果、次表のとおり３県（Ａ、Ｂ及びＣ）では通知された医療費の対象期間の始期が確定申告の対象期間の始期と一致せず、医療費控除の申告に利用しづらいものとなっていたが、うち２県（Ｂ及びＣ）は当局の調査途上で改善した。

表　医療費通知書の記載期間の比較（中国地方５県の後期高齢者医療広域連合）

連合名	年	平成29年												平成30年												平成31年/令和元年											
	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
A		H29.6 (H28.12～)			H29.10				H30.2					H30.7					H31.1							R1.7						R2.1					
B		H29.6			H29.9			H29.12						H30.9						H31.1						R1.8(抽出表記)						R2.1				
C		H29.9																																			
		H30.1												H31.1												R1.8(抽出表記)						R2.1				
D		H29.9												H30.3												H31.2											
																										H31.3											
																										R2.2											
																																				R2.3	
E		H29.8 (H28.10～)				H30.2					H30.8										H31.1																	
																										R1.6											
																																R2.1					

（注）１　帯グラフ内の年月（「H29.6」等）は、医療費通知書を被保険者宛に送付した時期を示している。
２　「（抽出表記）」とは、確定申告対象期間の始期（１月１日）以降の医療費の合計額を別途備考欄などに記載していることを示している。
３　平成29年のＣ県の帯グラフの一部が２段となっているのは、重複した期間について通知したことを示している。

３　行政苦情救済推進会議の結果

【行政苦情救済推進会議の意見】

中国地方５県のうち４県の後期高齢者医療広域連合は、医療費通知書に記載する医療費の対象期間については年をまたがない期間とする、又はその年の始めからの医療費の合計額を抽出表記することにより、確定申告の添付書類として使いやすくしている。

大きな費用がかからないのであれば、申告者の利便性を考慮して、残る１県についても改善が図られるよう参考までに連絡を行うべき。

４　中国四国管区行政評価局の検討結果、見解

【参考連絡】対象：中国地方５県の後期高齢者医療広域連合

当局の行政苦情救済推進会議において、被保険者が医療費控除の申告手続をする際に医療費通知書を活用しやすいよう、医療費通知書に記載する医療費の対象期間については年をまたがない期間とすること、又はその年の始めからの医療費の合計額を抽出表記することが望ましいとの意見があったので、業務の参考として連絡する。

【当局の見解】

改善措置が講じられた場合、被保険者が医療費控除の申告手続を行う際に、医療費通知書を活用しやすくなり、申告者の負担の軽減につながることが期待できる。

総務省中国四国管区行政評価局

総務省行政相談センター
きくみみ広島

【本件照会先】
首席行政相談官　真鍋　政信
行政相談専門官　佐野　秀明
電　　話：082-228-6174　ＦＡＸ：082-228-4955
E-mail：cgk32@soumu.go.jp